

# 高度外国人材の受入れについて

平成29年4月25日  
第2回クールジャパン人材育成検討会

法務省入国管理局

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成25年12月に認定要件を緩和したほか、ウェブサイト掲載や関係機関へのリーフレット配布、企業・大学等の各種会合への職員派遣等の広報活動により高度人材認定数は増加傾向
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設

## 高度人材ポイント制の対象

- (3つの分類)
- ▶ 高度学術研究活動
  - ▶ 高度専門・技術活動
  - ▶ 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

## 在留資格「高度専門職」

- ▶ 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- ▶ 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

## 優遇措置の内容

### 高度専門職1号

- ▶ 在留期間「5年」の付与
- ▶ 複合的な在留活動の許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

### 高度専門職2号

- ▶ 在留期間「無期限」の付与
- ▶ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

共通



政府インターネットテレビより

# 高度人材ポイント計算表



高度学術研究分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育に係る実務経験に限る	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40
		5
年 齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス① 【研究実績】	詳細は③参照	25
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度専門・技術分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者(注3)	20
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする業務に係る実務経験に限る	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
	10年～	20
	7年～	15
年 収 ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	5年～	10
	3年～	5
	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40
年 齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス① 【研究実績】	詳細は③参照	15
ボーナス②	職務に関連する日本の国家資格の保有(1つにつき5点)	10
ボーナス③	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス④	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス⑤	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑥	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑦	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度経営・管理分野		
学 歴	博士号又は修士号取得者(注3)	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職 歴 (実務経験) ※ 事業の経営又は管理に係るものに限る	10年～	25
	7年～	20
	5年～	15
年 収 ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	3年～	10
	3000万円～	50
	2500万円～	40
年 齢	2000万円～	30
	1500万円～	20
	1000万円～	10
ボーナス① 【地位】	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ	10
ボーナス②	取締役、執行役ポストでの受入れ	5
	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

①最低年収基準  
高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要。

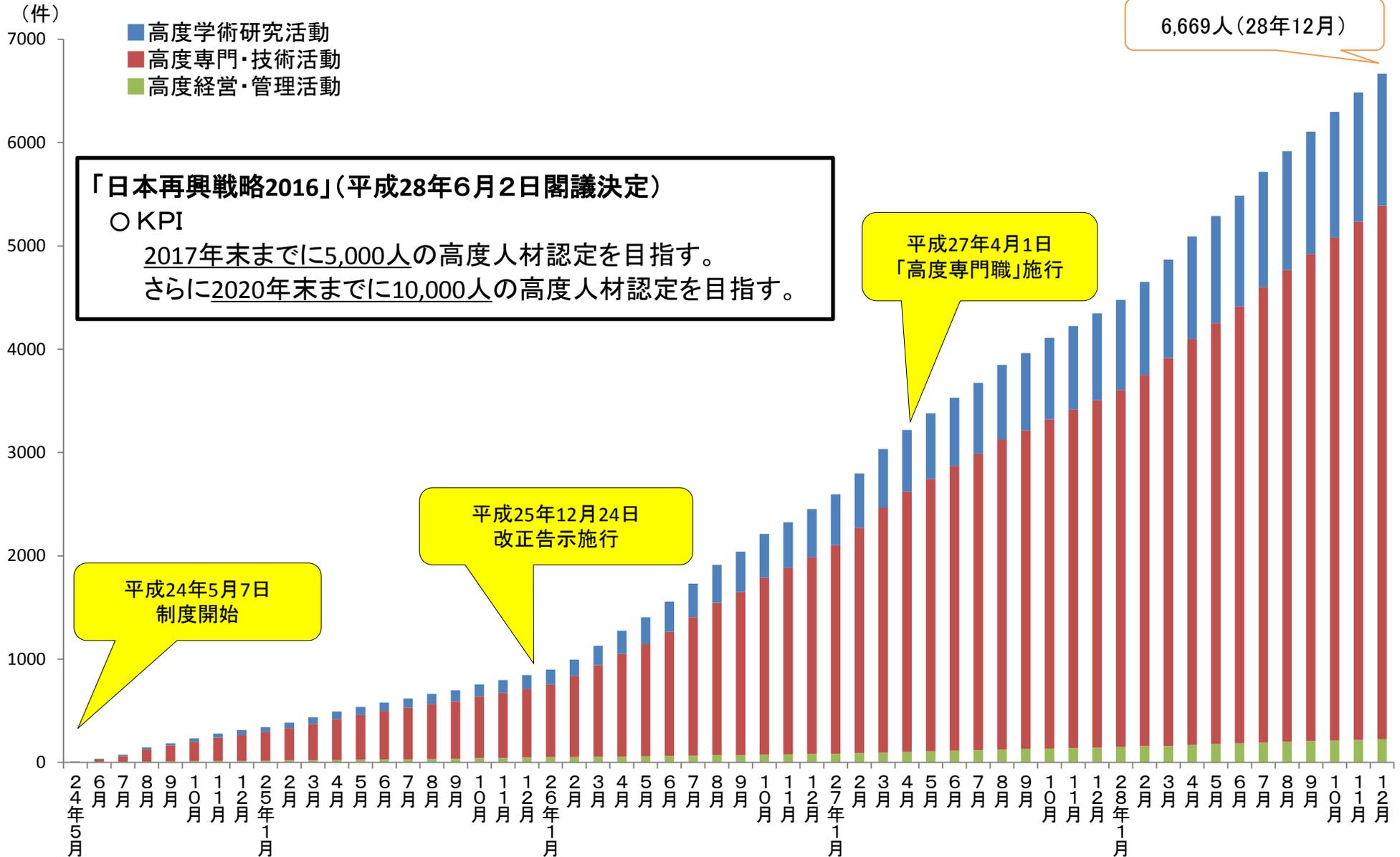
②年収配点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

③研究実績	高度学術研究分野	高度専門・技術分野
	特許の発明 1件～	20
外国政府からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15
※ 上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断。	20	15

※高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点

(注1) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点  
(注2) 例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点  
(注3) 経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途5点の加点

# 高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移



## 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）

### ▶ 高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討

高度IT人材など、日本経済の成長への貢献が期待される高度な技術、知識を持った外国人材を我が国に惹きつけ、長期にわたり活躍してもらうためには、諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備することが必要である。このため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。あわせて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進する。

高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野において、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。

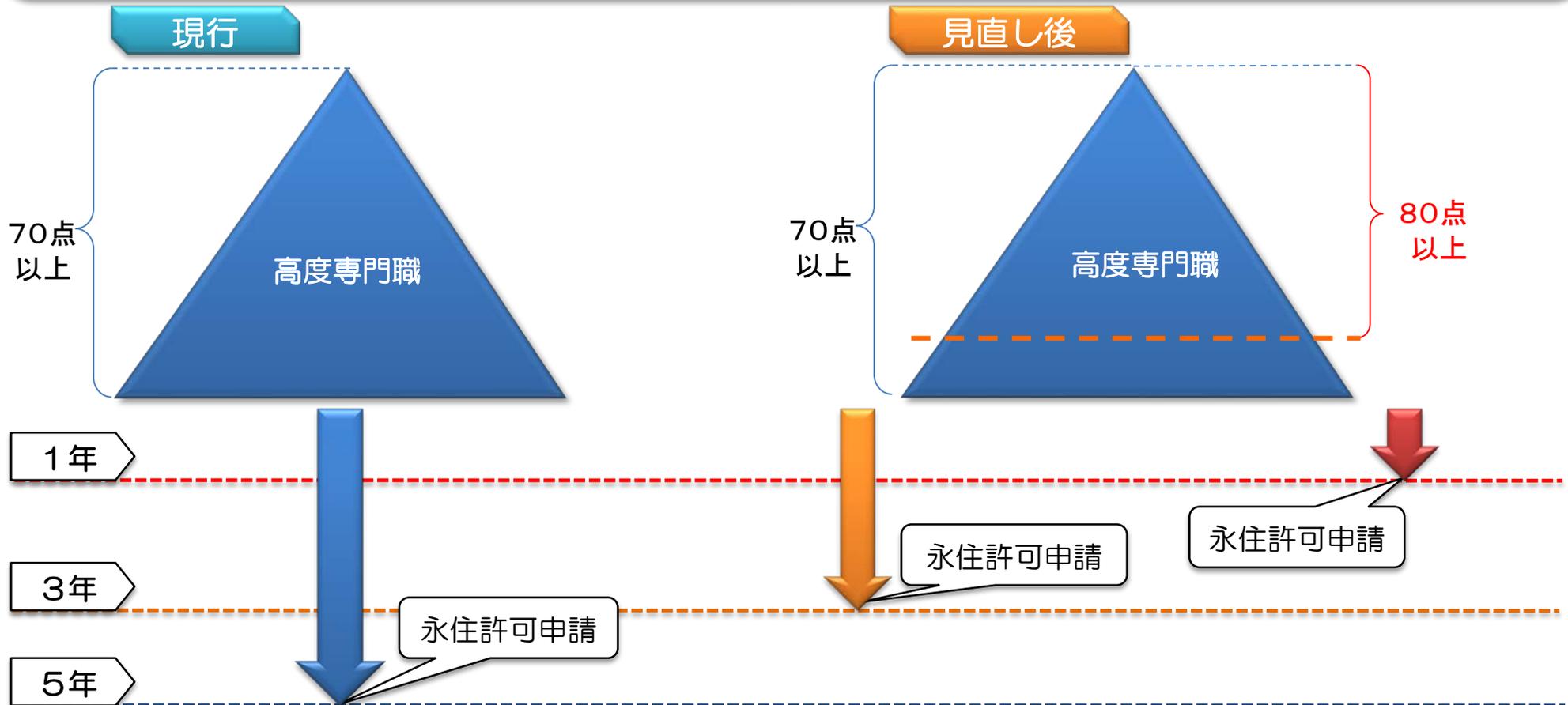
### ▶ 外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化

日本政府のODA等の公的資金を活用した、アジア各国での高度人材育成事業により輩出された人材は、我が国との親和性が高い者が多く、国内産業のイノベーションを促進するとともに、母国の発展にも貢献し、我が国と各国の紐帯を強める一助ともなることが期待される。こうした人材が日本とアジア各国との間で還流することを促すため、アジア各国の工学系トップレベル校（大学・大学院）等における、日本政府のODAによる高度人材育成事業の内容に日本の産業界のニーズを反映させ、充実を図る。また、これらの事業を既に実施している大学・大学院に加え、これまでかかる事業を実施していなかったアジア各国の工学系トップレベル校（大学・大学院）等についても、優秀な学生等に対して次の措置を講ずる。

- ・優秀な学生等であって、外務大臣が適格性を審査した上で認定する者については、在留資格取得上の優遇措置（「高度人材ポイント制」における特別加算を含む。）や在留資格申請のための提出書類の簡素化等の施策を講じる。

## 検討中の措置

- 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から3年に短縮する。
  - 高度外国人材の中でも特に高度と認められる者（80点以上のポイントで認められた者）については、永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮し、1年とする。
- ＝「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設



## （1）成長分野（IT等）において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材に対する加算

10点

各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事する人材について、特別加算の対象とする。

## （2）高額投資家に対する加算

5点

「高度経営・管理活動」に従事する者が、自己の経営する事業に対して、高額な投資（1億円以上の投資）を行っている場合について、特別加算の対象とする。

## （3）トップ大学卒業者に対する加算

10点

以下のいずれかの大学の卒業者（当該大学の大学院の修了者を含む。）について、特別加算の対象とする。

- ①世界の権威ある大学格付3機関（クアクアレリ・シモンズ社（英国）、タイムズ社（英国）、上海交通大学（中国））の大学ランキングのうち2つ以上において300位以内の大学
- ②文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業（トップ型）において、補助金の交付を受けている大学
- ③外務省が実施するイノベティブ・アジア事業において、「パートナー校」として指定を受けている大学

## 新たに追加を検討中の各種加算措置（2）

### （4）ODAを活用した人材育成事業の修了者に対する加算

5点

日本政府のODAを活用し、外務省が実施する「イノベーティブ・アジア（Innovative Asia）」事業に基づく本邦での研修（研修期間1年以上）を修了した学生について、特別加算の対象とする。

### （5）高度学術研究分野における大卒者等への加算

10点

現行制度では、「高度学術研究分野」の学歴は修士以上が加算対象となっているところ、他の分野と同様に「大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けた」者についても加算の対象とする。

### （6）複数の修士号又は博士号を取得した者に対する加算

5点

現行制度では、複数の学位を取得している場合には、最も上位の学位を基準に加算しているところ、複数分野の専門性を持つ者（複数の博士号又は複数の修士号）について特別加算の対象とする。

### （7）一定の水準の日本語能力（日本語能力試験N2程度）を有する者への加算

10点

現行制度では、日本語能力試験N1取得者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者に対して特別加算の対象としているところ、日本語能力試験N2取得者についても特別加算の対象とする（ポイントはN1が15点に対し、N2は10点とする）。

ただし、本邦に留学経験がある者及び外国の大学において日本語を専攻して卒業した者としてポイントを得た者への重複加算は認めない。